

■第3回 第5次障がい者計画策定検討部会における委員意見整理-2

参考資料1-5

生活場面	大項目	中項目	委員意見(要旨)	
Ⅲ 働く	(1)実際に多くの障がい者が働いている	①障がい者雇用の拡大	・障害者総合支援法では、難病も障がいと位置づけられているが、採用試験の区分では障がい者とは別の扱いを受ける。難病患者の雇用拡大に向け、このような状況を改善していく必要がある。	
		②企業等の障がい者雇用に対する理解促進	・障がい者を雇用していない会社は障がい理解が不足している。少しでも多くの会社に障がい者のことを知ってもらい、障がい者雇用、合理的配慮についての意識を変えていく必要がある。	
		③就労に向けた関係機関の連携	・トライアル雇用制度を活用する企業が、助成期間終了とともに対象者を入れ替えるようなことをするのではなく、障がい者個人に着目した就労支援、職場定着支援が必要。雇用する企業をはじめ関係機関が話し合って制度設計できると良い。	
	(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる	①就労移行支援・就労継続支援事業の機能強化	・平成30年度の報酬改定における月額平均工賃1万円に満たないB型就労継続支援事業所への減算は、事業所運営に支障を来し、質の低下を招く懸念があり、早急な制度改正が必要。	
		②工賃水準の向上		
		③企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大	・働くことは義務ではなく権利。障がい者が働くことを通じて、自己の成長や人生の豊かさを感じることができるように、就労の場を確保していかなければならない。 ・通勤に係る移動支援保障が必要。	
	(3)障がい者が長く働き続けることができる		・就職後に一度休職すると復帰までにはかなりの時間がかかる。今までの職場定着支援の実績を検証し、関係機関が有機的に連携して、障がい者の職場定着や社会復帰を促進していく必要がある。 ・通勤に係る移動支援保障が必要。 ・就労系のサービスと障がい福祉サービスとの狭間の部分を補完する支援が必要。	
	Ⅳ 心や体、命を大切にする	(1)必要な健康・医療サービスを受ける	①医療サービスの充実	・平成30年度に再構築された福祉医療費助成制度の検証を行い、対象拡大などについて検討することが必要。 ・障がい者が受診できる医療機関が限定的であったり、診察時等の説明がわかりづらかったりするなど、障がい者への配慮が不足し医療を受ける機会が確保されていない状況がある。医療機関における障がい理解の促進、差別解消に向け、行政機関からの情報提供などによる啓発や研修も必要。 ・医療機関が障がい者の意志を確認し、当事者が適切な医療処置を受けることができるようにするためにも、意思決定支援をどうしていくのか考える必要がある。 ・医療機関における医学生のインターンシップなどのように、障がい理解促進に向け障がい者と接する機会を通じて障がい特性等を知ってもらうことが重要。そのような取組を広げていく必要がある。
			②医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援の充実	
③二次障がいへの対応				
(2)(医学・社会的)リハビリテーションを受ける				
(3)悩みについて相談する				
Ⅴ 楽しむ		(1)余暇活動や社会参加に取り組む	①余暇活動の充実と活動内容の拡大	・関係機関が連携し、アメニティとバリアフリーの情報をリンクさせ発信していく必要がある。 ・障がい者がどんな余暇活動をするのか選択できるように、様々なことを経験できる環境を保障する地域設計が必要。 ・余暇活動における選択の機会の創出、活動内容の充実に向け、移動支援の確保が必要。 ・スポーツ、文化芸術、ボランティアだけではなく、幅広く余暇活動に関する取組を盛り込むべき。 ・字幕付き邦画の上映時間数が少なかったり、車いす利用者専用シートが不便な場所にしか設置されていないなど、障がい者が余暇活動をする上で沢山の制約がある。全ての障がい者が、同じように楽しめる環境整備、まちづくりが必要。 ・障がい者が映画やテレビ観賞をする際に必要な最低限の情報保障をするべき。
	②障がいのある人と障がいのない人の交流、主体的な社会参加		・障がい者が、一緒に楽しめる仲間を募って積極的に余暇活動に取組めるような支援が必要。	
	③ボランティア活動の活性化			
	(2)スポーツ活動に取り組む		・障がい者がスポーツ等を楽しめるように体育館などの施設のバリアフリー化が必要。 ・障がい者スポーツには当事者の生活を豊かにする効果が期待される。東京オリンピック、パラリンピックに向けた国内の機運に便乗し、障がい者スポーツが活性化してもらいたい。	
	(3)芸術・文化活動に取り組む			
その他			・多様性を認めていくうえで、余った暇や仕事の合間という意味合いの強い「余暇」という言葉の表現を「生きがいの時間」などとしてはどうか。 ・IT、ICT、AIなどの最新の科学技術を活用した支援ツール等が各生活場面において台頭してきている。大阪万博開催に向けた機運に乗じて積極的に情報発信するとともに、それらを活用した生活場面のあり方を考えて行くべき。 ・生活場面ごとに整理することで抜け落ちてしまう部分を補完するため、関係機関が連携した個人支援体制を構築するべき。 ・当事者目線での家族支援(家族形成支援、家族保育支援、家族介護支援)の視点、当事者にとっての家族を広く捉えた視点を盛り込むべき。 ・国のガイドラインにおいて、児童発達支援センター及び放課後等デイサービスの基本的な機能として位置づけられている「発達支援」、「親支援」、「地域支援」という視点は、府内全ての障がい者支援に共通する重要かつ不可欠なものである。 ・旧優生保護法に係る救済法で、1人でも多くの人が少しでも助かるように、府として対象者の再調査をするべき。新型出生前診断に係る課題も含め、障がい者計画に命と権利に関する記載が必要。 ・障がい者の移動支援に地域差がある状態は障がい者権利条約に反している。移動支援がすべての生活場面においてくまなく保証されるように検討するべき。 ・聴覚障がい者にとって、情報保障は全ての生活場面が必要不可欠であり、言語としての手話をより普及していくことも必要。	